

身体的拘束最小化に向けた当院の指針

当院では、患者の安全確保のため緊急やむを得ない場合を除き、原則、身体的拘束等の行動制限は行わない。やむを得ず身体的拘束を行った場合には、患者に与える苦痛を最小限にできるよう取り組む。

1. 身体的拘束の定義 (厚生省告示第129号「身体拘束の定義」)

身体的拘束とは、衣類または綿入り帯などを使用して一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう

2. 身体的拘束等とみなす具体的な行為 (厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」2001)

- 1) 車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 2) ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- 3) ミトン型の手袋等をつける
- 4) Y字型抑制帯や腰ベルト、車イステーブルをつける
- 5) 介護衣(つなぎ服)を着せる
- 6) 向精神病薬を過剰に服用させる
- 7) 居室等に隔離する

3. 身体的拘束等を誘発する原因の特定と除去 身体的拘束を行う前に実施する看護ケア

- 1) 病室環境等の整備
- 2) 点滴ルート、ドレン、カテーテル類の固定方法の考慮、自己抜去予防
- 3) 転倒予防
- 4) 排泄ケア
- 5) ナースコールが押せない場合
- 6) コミュニケーションの工夫

4. 身体的拘束を行うことがやむを得ない場合の要件

- 1) 当院では身体的拘束を行わないことが原則である。ただし、患者の生命または身体を保護するため、緊急でやむを得ない場合、例外的に次の三原則をすべて満たす場合に限り、医師の指示のもと適切な方法で身体的拘束を行う
- 2) 身体的拘束の三原則
 - ① 切迫性 : 患者本人または他の患者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - ② 非代替性 : 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する治療・看護方法がないこと
 - ③ 一時性 : 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- 3) 説明と同意

5. 身体的拘束解除に向けた取り組み

- 1) 多職種で最小化に向けたカンファレンスを連日行い、中止・軽減・回避の方法を検討する
- 2) 身体的拘束の必要性等がないと判断された場合は速やかに解除する
- 3) 鎮静を目的とした薬物適正使用

最終改訂：2026年2月16日

日鋼記念病院 院長

2025年度 身体的拘束実施割合

$$\text{身体的拘束を実施した患者割合} = \frac{\text{身体的拘束を実施した患者の延べ人数}}{\text{在棟患者延べ人数}} \times 100$$

